宮古市再生可能エネルギー推進条例 逐条解説書

(全条文の解説)



令和5年3月

宮古市エネルギー・環境部エネルギー推進課

目次

	基本的な内	容について	
	第1条	目的	1
	第2条	定義	1
	第3条	基本理念	3
	第4条	市の責務	3
	第5条	市民の責務	3
	第6条	事業者の責務	4
	第7条	土地所有者の責務	4
	第8条	再生可能エネルギー事業者の責務	4
	第9条	導入促進区域等の設定	5
	再生可能工	ネルギー事業の届出の義務について	
_	第10条	再生可能エネルギー事業者の計画の届出	6
	第11条	地域住民への説明	7
	第12条	再生可能エネルギー設備の設置の届出	8
	第13条	報告又は資料の提出	9
	第14条	立入調査	9
	第15条	再生可能エネルギー事業の廃止の届出等1	0
	第16条	勧告1	0
	第17条	公表1	1
	地域主導型	再生可能エネルギー事業について	
	第18条	地域主導型再生可能エネルギー事業の認定1	2
	第19条	欠格事由1	3
	第20条	地域主導型再生可能エネルギー事業の認定1	4
	第21条	地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継1	5
	第22条	地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の取消し1	6
	第23条	地域主導型再生可能エネルギー事業の公表1	6
	第24条	地域主導型再生可能エネルギー事業に対する支援1	7
	宮古市再生	可能エネルギー推進審議会について	
	第25条	宮古市再生可能エネルギー推進審議会1	8
	第26条	所掌事項1	8
	第27条	組織1	8
	第28条	会長及び副会長1	9
	第29条	会議1	9
_	第30条	庶務1	9
	その他		
	第31条	補則2	0
	B/ 1 EL		

第1条 目的

(目的)

第1条 条例は、再生可能エネルギーの導入に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、土地 所有者等及び再生可能エネルギー事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー の導入に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再生可能エネルギーの導入及び地 産地消を推進し、もって持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進条例(令和5年宮古市条例第30号。以下「条例」 という。)の目的について定めたものです。

第2条 定義

(定義)

- 第2条 条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に 存する熱又はバイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用するこ とができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製 品を除く。)をいう。)を利用して得られるエネルギーをいう。
 - (2) 事業者 市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
 - (3) 地産地消 市内で生産された再生可能エネルギーを市内で消費することをいう。
 - (4) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気、熱等に変換する設備及びその附帯 設備をいう。
 - (5) 再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備(家庭用消費を主たる目的とする再生可能エネルギー設備を除く。)を設置し、電気、熱等を利用する事業をいう。
 - (6) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギー事業を行う個人、法人又は団体をいう。
 - (7) 事業区域 再生可能エネルギー事業者が、再生可能エネルギー事業を行う一団の土地をい う。
 - (8) 土地所有者等 事業区域に係る土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

【説明】

この規定は、条例で使用している言葉の意味について定めたものです。

本条第5号により、家庭用消費を主たる目的とする再生可能エネルギー設備を設置する場合は「再生可能エネルギー事業」に該当しないことから、再生可能エネルギー事業の届出の義務(条例第10条~条例第17条)及び地域主導型再生可能エネルギー事業(条例第18条~条例第24条)の対象外となります。

●届出の義務及び地域主導型再生可能エネルギー事業の対象外となる例

対象外となる例 住宅の屋根やカーポートに設置される太陽光発電設備で、自家消費を主目的とするもの 事務所や営業所に設置される太陽光発電設備で、自家消費を主目的とするもの 再生可能エネルギー設備の付属する街路灯や電気自動車用充電器で、小規模なもの 太陽光発電設備が付属する電気自動車等で、走行を主目的とするもの マイクロ水力発電設備(100kW 程度以下)で、自家消費を主目的とするもの 木質バイオマスストーブで、住宅等施設での熱利用を主目的とするもの バイオマスを燃料とする熱電併給システムで、住宅等施設での消費を主目的とするもの 空気熱や地中熱を利用したヒートポンプで、住宅等施設での熱利用を主目的とするもの 水素・アンモニア等の燃料電池を活用した発電及び熱利用設備

以上の事例は、条例で規定する「再生可能エネルギー事業」に該当しません。

第3条 基本理念

(基本理念)

- 第3条 再生可能エネルギーの導入は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。
 - (1) 地域の自然条件及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配 慮すること。
 - (2) 市、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者が相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
 - (3) 地産地消を推進することにより、地域経済の発展及び災害に強いまちづくりに資するよう取り組むこと。

【説明】

この規定は、基本理念について定めたものです。

再生可能エネルギーの導入の推進にあたっての基本的な考え方を明らかにしています。

第4条 市の責務

(市の責務)

- 第4条 市は、再生可能エネルギーの導入に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、市民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者に対する支援の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら率先して再生可能エネルギーの導入を推進するものとする。
- 4 市は、再生可能エネルギーの導入の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、 学習の機会の提供及び知識の普及啓発を行うものとする。

【説明】

この規定は、市の責務について定めたものです。

再生可能エネルギーの導入に関し必要な計画や施策の策定のほか、各主体への支援及び普及活動等を行うとともに、自ら率先して再生可能エネルギーの導入を推進します。

第5条 市民の責務

(市民の責務)

第5条 市民は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

この規定は、市民の責務について定めたものです。

市民は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めることが大切です。

第6条 事業者の責務

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。

【説明】

この規定は、事業者の責務について定めたものです。

事業者は、市の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するとともに、市内で事業活動を行う際は、再生可能エネルギーの導入の推進に努めることが大切です。

第7条 土地所有者の責務

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー事業の実施により、地域の自然環境を損ない、又は災害若しくは公害が発生することがないよう、その所有し、占有し、又は管理する土地の適正な管理に努めるものとする。

【説明】

この規定は、土地所有者や土地を所有し、占有し、又は管理する者の責務について定めたものです。

土地所有者等は、再生可能エネルギー事業の実施によって、自然環境を損なう行為や災害など が発生することがないよう、土地の適正な管理に努めることが大切です。

第8条 再生可能エネルギー事業者の責務

(再生可能エネルギー事業者の責務)

- 第8条 再生可能エネルギー事業者は、地域の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、 災害及び公害の防止に努めるものとする。
- 2 再生可能エネルギー事業者は、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業に係る計画の内容 及び再生可能エネルギー設備の維持管理の方法を十分に説明し、継続して地域住民の理解を得 られるよう努めるものとする。
- 3 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの導入を通じて地域社会に貢献するよう 努めるものとする。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー事業者の責務について定めたものです。

再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を行う際は、事故や災害等の防止に努めるとともに、地域住民に対し計画の内容等について十分に説明し、地域住民の理解を得られるよう努めることと、地域貢献について努めることが大切です。

第9条 導入促進区域等の設定

(導入促進区域等の設定)

- 第9条 市長は、円滑な再生可能エネルギーの導入を推進するため、再生可能エネルギー事業の 導入を促進し、抑制し、及び調整を必要とする区域(以下「導入促進区域等」という。)を設定 するものとする。
- 2 市長は、導入促進区域等を設定したときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギーの円滑な導入を推進するために行う導入促進区域等の設定に ついて定めたものです。

再生可能エネルギー事業の導入を促進する区域、抑制する区域、調整を必要とする区域を設定 します。

第10条 再生可能エネルギー事業の計画の届出

(再生可能エネルギー事業の計画の届出)

第10条 再生可能エネルギー事業を計画しようとする者は、次条の規定による説明をする前に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー事業を計画しようとする際の届出について定めたものです。 再生可能エネルギー事業を計画しようとする際は、施行規則第2条に定める以下の提出をしな ければなりません。

●再生可能エネルギー事業を計画しようとするときの届出書類

様式	書類名
様式第1号	再生可能エネルギー事業計画書

提出は、市エネルギー推進課 (energy@city.miyako.iwate.jp) へのメール添付のほか、郵送及び持参により受け付けます。

なお、「再生可能エネルギー事業を計画しようとする」とは、概ね以下の内容について事業構想 が固まっている状態のことを指します。

- ・事業の名称
- 事業区域の所在地
- ・再生可能エネルギー源の種別
- 事業区域の面積
- ・再生可能エネルギー設備の発電出力/熱量
- ・着手予定年月日
- ・運転開始予定年月日
- ・説明会等実施予定年月日

当届出は、条例第12条「再生可能エネルギー設備の設置の届出」を提出する前に行っていた だく必要があります。

第11条 地域住民への説明

(地域住民への説明)

第11条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、次条第1項の規定による届出をする前に、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業の内容について説明しなければならない。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー設備を設置する際の住民説明について定めたものです。 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、第12条に定める「再生可能エネルギー設備の設置の届出」をする前に、地域住民に対し事業の内容について説明しなければなりません。

ここで言う地域住民とは、再生可能エネルギー事業及び当該設置工事や機材搬入等の作業により、明らかに影響が想定される住民のことを言います。

説明を行った結果については、様式第5号「地域住民等説明報告書」を作成し、条例第12条 「再生可能エネルギー設備の設置の届出」を行う際に提出しなければなりません。

説明の方法としては、説明会の開催、個別訪問や電話でのヒアリング、回覧板やチラシの投函などが挙げられます。いずれの場合も地域住民への周知が十分に図られる方法を検討してください。

第12条 再生可能エネルギー設備の設置の届出

(再生可能エネルギー設備の設置の届出)

- 第12条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー設備を設置する際の届出について定めたものです。

再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、施行規則第3条に基づき、以下の書類を提出しなければなりません。

●再生可能エネルギー設備を設置しようとするときの届出書類一覧

様式	書類名	備考		
様式第2号	再生可能エネルギー設備設置(変更)届出書			
様式第3号	再生可能エネルギー設備設置計画書	市ホームページにて		
		内容を公表します。		
様式第4号	事業区域等状況調書			
様式第5号	地域住民等説明報告書			
任意様式	事業区域の位置を示す位置図			
任意様式	再生可能エネルギー設備の施工図			
	その他市長が必要と認める図書			

すでに届け出た内容を変更する場合は、様式第2号「再生可能エネルギー設備設置(変更)届 出書」と、変更する内容が含まれた書類を提出する必要があります。

提出は、市エネルギー推進課 (energy@city.miyako.iwate.jp) へのメール添付のほか、郵送及び持参により受け付けます。

市ホームページでの公表について、公表されたくない項目がある場合は必ず事前にお申し出く ださい。

第13条 報告又は資料の提出

(報告又は資料の提出)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な報告 又は資料の提出を求めることができる。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な報告や資料の提出を求めることができることついて定めたものです。

再生可能エネルギー事業で、自然環境を損なう行為や災害を誘発するような行為が行われた疑いがある場合又はそのような事象についての情報提供等があった場合は、報告や資料の提出を求めることがあります。

第14条 立入調査

(立入調査)

- 第14条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、事業区域に立ち入り、再生可能エネルギー設備の設置状況について調査(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、再生可能エネルギー事業者及びその関係者に提示しなければならない。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー事業を行っている区域への立入調査をすることができること について定めたものです。

再生可能エネルギー事業で、自然環境を損なう行為や災害を誘発するような行為が行われた疑いがある場合又はそのような事象についての情報提供等があった場合は、立入調査を行うことがあります。

なお、立入調査をする職員は、施行規則第4条に定める様式第6号「再生可能エネルギー設備 設置立入調査員証」を携帯します。

第15条 再生可能エネルギー事業の廃止の届出等

(再生可能エネルギー事業の廃止の届出等)

- 第15条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー設備を適正に処分しなければならない。
- 3 再生可能エネルギー事業者は、前項の規定による処分が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー事業を廃止した際の届出について定めたものです。

再生可能エネルギー事業を廃止した際は、施行規則第5条に定める様式第7号「再生可能エネルギー事業廃止届」を届出しなければなりません。

また、関係法令に基づき設備を適正に処分するとともに、処分が完了したときは、施行規則第 5条に定める様式第8号「再生可能エネルギー設備処分完了届」を届出しなければなりません。

第16条 勧告

(勧告)

- 第16条 市長は、再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
 - (1) 第10条、第12条第1項又は前条第1項若しくは第3項の規定による届出をしないとき。
 - (2) 第11条の規定による説明をしないとき。
 - (3) 第13条の報告又は資料の提出をしないとき。
 - (4) 前条第2項の規定による処分をしないとき。

【説明】

この規定は、再生可能エネルギー事業者が条例に定める届出や説明等をしない場合に、市長が 必要な措置をとるよう勧告することができることについて定めたものです。

- ・ 条例第10条に定める「再生可能エネルギー事業の計画の届出」をしないとき
- ・ 条例第12条第1項に定める「再生可能エネルギー設備の設置の届出」をしないとき
- ・条例第15条第1項又は第3項に定める「再生可能エネルギー事業の廃止の届出等」をしないとき
- ・ 条例第11条に定める「地域住民への説明」をしないとき
- ・ 条例第13条に定める「報告又は資料の提出」をしないとき
- ・条例第15条第2項に定める再生可能エネルギー設備の適正な処分をしないとき

第17条 公表

(公表)

- 第17条 市長は、前条の勧告を受けた再生可能エネルギー事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる 再生可能エネルギー事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【説明】

この規定は、条例第16条に定める「勧告」に従わなかったときに、その旨を公表することができることについて定めたものです。

施行規則第6条に定める様式第9号「勧告書」に記載された内容について公表します。

なお、公表に際しては、あらかじめ対象となる再生可能エネルギー事業者に対し、意見を述べる機会を付与します。その際は、施行規則第7条第2項に定める様式第11号「公表に関する意見書」によるものとします。

第18条 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定

(地域主導型再生可能エネルギー事業の認定)

- 第18条 市長は、再生可能エネルギー事業者の申請により、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業を地域主導型再生可能エネルギー事業として認定することができる。
 - (1) 市民が主体となって実施する再生可能エネルギー事業であって、次のいずれかに該当するものによって実施されるもの
 - ア 市の認可を受けた認可地縁団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2第7項に規定する認可地縁団体をいう。)
 - イ 主に市民で構成される団体であり、かつ、営利を目的としない団体(代表者が市民である団体であって運営に関する規約等を定めているものに限る。)
 - ウ 再生可能エネルギー事業に出資する者の半数以上が市民である再生可能エネルギー事業者
 - (2) 化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を促す再生可能エネルギー事業であって地産地消に資するもの
 - (3) 市外に流出しているエネルギーの購入代金及び雇用の機会を市内に留める再生可能エネルギー事業であって市内で資金の循環が創出されるもの
 - (4) 事業者(市内に本店、支店、営業所その他これらに準ずるものを有する者に限る。)に再生可能エネルギー設備の材料、設置工事等の発注を行う再生可能エネルギー事業であって地域経済の発展に資するもの
 - (5) 地域活動を支援する再生可能エネルギー事業であって地域社会の貢献に資するもの
 - (6) 常用電源が停電した場合に、市内の施設に電気、熱等を供給することができる再生可能エネルギー事業であって災害に強いまちづくりに資するもの
- 2 市長は、前項の規定による認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、 規則で定めるところにより、その旨を再生可能エネルギー事業者に通知しなければならない。

【説明】

この規則は、地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する要件等について定めたものです。

再生可能エネルギー事業の内容が市の理念に沿っていると認められた場合は、地域主導型再生可能エネルギー事業として市からの認定を受けることができ、条例第24条に基づく市からの支援を受けられるメリットがあります。

ただし、認定は事業者単位ではなく、事業単位となることにご注意ください。 また、家庭用消費を主たる目的とした再生可能エネルギー事業は対象外となります。

地域主導型再生可能エネルギー事業として認定を受けたい事業者は、施行規則第8条第1項に 基づき、次の書類を提出しなければなりません。 ●地域主導型再生可能エネルギー事業として認定を受けたいときの届出書類一覧

様式	書類名
様式第12号	地域主導型再生可能エネルギー事業(変更)認定申請書
法務局	登記事項証明書
様式第13号	役員等一覧表
任意様式	発電設備の配置図
様式第14号	地域主導型再生可能エネルギー事業概要書
任意様式	再生可能エネルギー事業収支計画書
	その他市長が必要と認める図書

提出は、市エネルギー推進課 (energy@city.miyako.iwate.jp) へのメール添付のほか、郵送及び持参により受け付けます。

第19条 欠格事由

(欠格事由)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー事業者は、前条第1項の申請をすることができない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)
 - (2) 役員のうちに暴力団員がある法人
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) の統制の下にある団体

【説明】

この規定は、地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に係る申請ができない者について定めたものです。

暴力団に関係する者は、地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に係る申請をすることができません。

第20条 地域主導型再生可能エネルギー事業の変更の認定等

(地域主導型再生可能エネルギー事業の変更の認定等)

- 第20条 地域主導型再生可能エネルギー事業を行う者(以下「地域主導型再生可能エネルギー 事業者」という。)は、当該事業の内容を変更しようとするときは、市長の認定を受けなけれ ばならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- 2 地域主導型再生可能エネルギー事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第18条第2項の規定は、第1項の変更の認定について準用する。

【説明】

この規定は、地域主導型再生可能エネルギー事業の変更の認定に係る手続きについて定めたものです。

認定された事業の内容を変更するときは、軽微な変更である場合を除き、施行規則第8条第1項に基づき、様式第12号「地域主導型再生可能エネルギー事業(変更)認定申請書」に必要書類を添えて提出しなければなりません。

提出は、市エネルギー推進課 (energy@city.miyako.iwate.jp) へのメール添付のほか、郵送及び持参により受け付けます。

なお、軽微な変更の内容については、施行規則第9条に定める以下のことを言います。

- ・地域主導型再生可能エネルギー事業者の役員の変更があった場合
- ・地域主導型再生可能エネルギー事業者の主たる事務所の所在地に変更があった場合

第21条 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継

(地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継)

第21条 営業譲渡、合併、分割その他の事由により、地域主導型再生可能エネルギー事業を承継しようとする者は、市長の承認を受けて、地域主導型再生可能エネルギー事業者が有していた当該事業の認定に基づく地位を承継することができる。

【説明】

この規定は、営業譲渡や合併等の事由により地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の承継をする際の手続きについて定めたものです。

認定の承継は、施行規則第10条に基づき、以下の書類を提出しなければなりません。

●地域主導型再生可能エネルギー事業を承継したいときの届出書類一覧

様式	書類名	備考
様式第17号	地域主導型再生可能エネルギー事業認定承継承認申請書	現認定事業者
法務局	登記事項証明書	被承継者
様式第13号	役員等一覧表	被承継者
任意様式	発電設備の配置図	
様式第14号	地域主導型再生可能エネルギー事業概要書	
任意様式	再生可能エネルギー事業収支計画書	
	その他市長が必要と認める図書	

提出は、市エネルギー推進課 (energy@city.miyako.iwate.jp) へのメール添付のほか、郵送及び持参により受け付けます。

第22条 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の取消し

(地域主導型再生可能エネルギー事業の認定の取消し)

- 第22条 市長は、地域主導型再生可能エネルギー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、第18条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けたとき。
 - (2) 地域主導型再生可能エネルギー事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
 - (3) 地域主導型再生可能エネルギー事業が、第18条第1項各号に掲げる事業に該当しなくなったと認められるとき。
 - (4) 第19条各号のいずれかに該当したとき。
 - (5) 関係法令、条例又は条例に基づく処分に違反したとき。

【説明】

この規定は、地域主導型再生可能エネルギー事業の認定が取消しとなる場合について定めたものです。

- ・偽りや不正な手段により認定を受けたとき
- ・認定事業の全部又は一部を休止、又は廃止したとき
- ・認定事業が、条例第18条第1項各号に掲げる認定に係る要件等に該当しなくなったとき
- ・条例第19条に掲げる欠格事由に該当したとき
- ・関係法令等に違反したとき

第23条 地域主導型再生可能エネルギー事業の公表

(地域主導型再生可能エネルギー事業の公表)

第23条 市長は、再生可能エネルギーの導入を推進するため、第18条第1項の規定により認 定した地域主導型再生可能エネルギー事業の概要を公表するものとする。

【説明】

この規定は、地域主導型再生可能エネルギー事業の公表について定めたものです。

施行規則第8条に定める様式第15号(地域主導型再生可能エネルギー事業認定通知書)に記載された内容について、市のホームページで公表します。

第24条 地域主導型再生可能エネルギー事業に対する支援

(地域主導型再生可能エネルギー事業に対する支援)

第24条 市は、地域主導型再生可能エネルギー事業に対し、必要な支援を行うものとする。

【説明】

この規定は、地域主導型再生可能エネルギー事業に対する市の支援について定めたものです。 支援の内容については、以下の例を中心として、認定事業者と協議のうえ決定するものであり、 地域主導型再生可能エネルギー事業であればすべての支援を受けられる訳ではない点について ご留意ください。

● (参考) 地域主導型再生可能エネルギー事業への支援策の例

支援策の例		
信用力の付与	市の認定事業として公表することにより、公的信用力が得られます。	
関係機関との調整	国・近隣自治体・大学・研究機関・市民・再生可能エネルギー事業者・事	
	業者・民間非営利活動法人その他の関係機関と連携・調整を図ります。	
説明会等の開催の	事業についての説明会等を開催する際、会場や時間帯、対象者について	
協力	助言を行うほか、共催についても検討します。	
出資	市から出資を行います。	
市民からの出資の	市民ファンド等、市民参加型資金調達の機会を創出します。	
促進		
補助金の交付	市から資金の補助を行います。	

上記以外にも、地域主導型再生可能エネルギー事業者の要望に沿った必要な支援策について検 討いたします。

ご要望がある際は市エネルギー推進課へご連絡ください。

第25条 宮古市再生可能エネルギー推進審議会

(宮古市再生可能エネルギー推進審議会)

第25条 再生可能エネルギーの導入の推進その他重要事項を審議するため、市長の諮問機関と して宮古市再生可能エネルギー推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進審議会の設置について定めたものです。

第26条 所掌事項

(所掌事項)

- 第26条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する事項について調査審議すること。
 - (2) 市の再生可能エネルギーの導入に関する施策についての重要事項を調査審議すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの導入に関し、市長に意見を述べることができる。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進審議会の役割について定めたものです。 地域主導型再生可能エネルギー事業の認定に関する事項や市の再生可能エネルギーの導入に 関する施策についての重要事項について調査審議します。

第27条 組織

(組織)

- 第27条 審議会は、委員5人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の役職員
 - (3) 公募による者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進審議会の構成人員等について定めたものです。 委員の人数は5人で、任期は3年です。再任も可能です。

第28条 会長及び副会長

(会長及び副会長)

- 第28条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進審議会の会長及び副会長の互選とそれぞれの役割について定めたものです。

第29条 会議

(会議)

- 第29条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進審議会の会議の開催等について定めたものです。 必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことがで きることとします。

第30条 庶務

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、エネルギー・環境部において処理する。

【説明】

この規定は、宮古市再生可能エネルギー推進審議会の庶務について定めたものです。

第31条 補則

(補則)

第31条 条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

条例の施行について必要な事項は、条例のほか、規則で定めています。

附則

附 則

条例は、令和5年4月1日から施行する。

【説明】

条例の施行期日を定めたものです。

令和5年3月31日時点で運転開始又は事業終了している再生可能エネルギー事業は、条例に おける再生可能エネルギー事業の届出の義務(条例第10条~条例第17条)の対象外となりま す。